岐阜県人事委員会 委員長

廣

瀬

英

=

月十二日

岐

阜

県 公 報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

平成二十三年七月十二日

	号 外 (2)	岐	阜	L	県	公	<u> </u>	報			,	平点	ኒ 23	年	7月	12	日		( 2	2 )
平成二十三年七月十二日発行		この規則は、公布の日から施行する。	附則	<b>る</b> 。	て、一日につき定められた勤務時間が	められている非常勤職員で一年間の勤	間の勤務日が三日以上とされている非	第十四条の二 条例第二十五条第二号ロ	(条例第二十五条第二号口の人事委員会規則で定める非常勤職員)	第十四条の次に次の一条を加える。	<b>含又は笙参八周間を径過していない場合</b>	二 六週間 (多胎妊娠の場合にあっては、	LΙ	ハ 常態として当該子を養育してい	難な状態になった場合	ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは	イ 死亡した場合	る予定であったものが次のいずれかに該当した場合	同じ。) であって当該子の一歳到達!	である配偶者 ( 届出をしないが事実
発行者 岐中の薮田南二丁目一番一号					一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとす	められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であっ	間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定	第十四条の二 条例第二十五条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週	(会規則で定める非常勤職員)	1	,	ては、十四週間)以内に出産する予定である場		常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しな		疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困		に該当した場合	同じ。)であって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育す	である配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下
編 集 各務原市テクノプラザー ー ブイ・アール・																				
ブイ・アール・テクノセンター																				

発行所

岐

阜

県

庁